

議第五十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十二年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表五十八の項中「五十七の項」を「五十九の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表五十七の項の次に次のように加える。

<p>五十八 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この表において「施行令」という。）第三百三十七条の十二第六項に規定する既存建築物の敷地と道路の關係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物敷地制限特例認定申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>二七、〇〇〇</p>
<p>五十九 施行令第三百三十七条の十二第七項に規定する既存建築物に係る道路内の建築制限の特例の認定</p>	<p>既存建築物道路内建築制限特例認定申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>二七、〇〇〇</p>

別表第一十八の四の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の」に改め、同表一の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表五の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存建築物敷地制限特例認定申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。